

庁議付議事案書

開催・令和3年 2月19日

所管部課	福祉部高齢介護課	部長	田口 茂夫	
件 名	東大和市介護保険条例の一部を改正する条例について			
		区分	<input type="radio"/> 1 審議事項	2 報告事項
関係規則	東大和市介護保険条例			
事項 部課 機関				
1. 要旨	<p>「東大和市介護保険条例の一部を改正する条例」については、令和3年第1回東大和市議会定例会に提案することについて、令和3年2月3日の庁議において審議済みである。</p> <p>令和3年2月17日付けで改正介護保険法施行規則の公布があり、条例の一部改正の内容に変更が生じたことから、別紙のとおり、当該介護保険法施行規則の改正内容を含めて条例の一部改正を行うものである。また、併せて議案資料を提出するものである。</p>			
(1) 主な改正内容	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度から令和5年度の保険料率、所得段階等について所要の改正を行う。 ※第7段階、第8段階、第9段階の所得区分の改正を追加。 ・介護認定審査会委員の任期を現行の2年から3年とするための文言を追加する。 			
(2) 施行日	令和3年4月1日			
(3) 影響及び効果	<p>令和3年度から5年度までの間の介護保険料を、事業計画に適合させることにより、介護保険事業の適正な運営に資することができる。また、東大和市介護認定審査会委員の任期を2年から3年に変更することにより、介護認定における審査判定の更なる平準化を図ることができる。</p>			
2. 経過(現時点に至るまでの経過)	<p>(介護保険料) 平成30年5月15日 介護保険運営協議会への諮問 令和3年1月26日 介護保険運営協議会の答申 令和3年2月9日 市議会議員全員協議会において説明 令和3年2月17日 改正介護保険法施行規則の公布 令和3年2月18日 追加改正について東大和市介護保険運営協議会委員の承認済み。</p> <p>(委員の任期) 平成28年4月1日 介護保険法施行令の一部改正</p>			
3. 留意事項(問題点等)				
4. 主管部処理案(検討結果等)	庁議審議終了後、令和3年第1回市議会定例会へ議案及び議案資料として提出したい。			
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。